

病院薬剤師確保の取組み（修学資金貸与等）の  
手引き（Ver 1.0）

2023年5月27日

日本病院薬剤師会  
組織強化推進部

<はじめに>

近年、薬剤師の地域偏在は深刻な状況となっている。地域によっては、薬剤師の確保が極めて困難な状況が続いており、医療法で定められた人員配置基準を満たしていない医療機関も少なくない。そのため、薬剤師に求められる業務が、対物から対人中心の業務にシフトしている現状においても、病棟薬剤業務を実施できず、日々の調剤業務に苦慮している医療機関も存在している。また、医療従事者の働き方改革が実施され、薬剤師にも医薬品業務全般の効率化やタスク・シフト/シェアの実践も求められている。加えて、ICT の利活用を推進することで、オンライン診療・服薬指導、電子処方箋等、国が主導する形で医療データ情報基盤も整いつつあり、患者・地域医療への関わり方も変革している。我々薬剤師はこれらを実践しなくてはならないが、地域偏在による人員不足により、実施可能な業務の格差にもつながっている。そこで、本会では、薬剤師の地域偏在の解消に向けて、理事会、総会、地域連絡協議会等で議論を重ねるとともに、厚生労働省等への働きかけを進めてきた。しかしながら、医療機関の地域・病床規模・医療機能に関わらず、薬剤師不足は解消しておらず、今後、調剤、病棟薬剤業務の充実を図り、医薬品の適正使用を推進し、業務拡大に取り組むためにも薬剤師の確保が喫緊の課題である。

厚生労働省が2023年3月に公表した都道府県ごとの薬剤師の偏在指標では、福井県、青森県、富山県などで特に薬剤師が不足していることが報告された。それに加え、業態別の偏在も大きく、病院薬剤師が充足している都道府県は1県もないことが示された。今後は、2次医療圏における薬剤師の充足実態を把握し、その結果を踏まえた対応策の検討が必要となる。また、薬剤師の地域偏在の要因として考えられるのは、薬学生の奨学金の利用と病院・薬局間の給与水準の格差といわれている。令和3～4年度厚生労働行政推進調査事業「地域における効果的な薬剤師確保の取組に関する調査研究」によると、薬学生（薬学5・6年生）のうち、約35%が奨学金を利用していると報告された。また、平均の返済総額は650万円であり、1000万円以上と回答した学生も一定数いた。さらに、病院・薬局の初任給額・年代別年収の調査結果においては、20～30代では病院薬剤師の方が薬局薬剤師より給与水準が低いことも報告された。このように、将来の奨学金返済から、給料のより高い薬局への就職を考える学生が多い現状が考えられる。

さて、令和5年3月発出の「第8次医療計画」においては、薬剤師の従事先には業態の偏在や地域偏在があり、特に病院薬剤師不足の解消が喫緊の課題となっていることを踏まえ、必要な薬剤師の確保を図るため、薬剤師の就労状況を把握し、地域医療介護総合確保基金（修学資金貸与、医療機関への薬剤師派遣等）の積極的な活用を含め、地域の実情に応じた薬剤師の確保策について、本医療計画に具体的に記載することが求められた。その確保策の検討及び実施に当たっては、都道府県の薬務主管課及び医務主管課、都道府県薬剤師会とも連携の上取り組むこととしている。この地域医療介護総合確保基金（医療分）は、平成26年度より、「医療従事者等の確保・養成のための事業」の一つとして利用可能とされてきた

が、これまで、薬剤師の確保策に利用されている事例はほとんどない。そのため、令和3年2月付け「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」の通知により、「薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費(勤務地、勤務期間等に条件あり)として使用可能と明示された。さらに、令和3年12月付け「地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて」の通知により、修学資金の返済義務の免除、就業先の要件や研修プログラムなど具体的取扱いの詳細の内容が提示された。

本会では、令和5年1月に、都道府県病院薬剤師会に奨学金・返還等助成制度の実施状況についてアンケート調査を行った。その結果、奨学金・返還等助成制度の実施状況について、現状を把握していない都道府県病院薬剤師会は、19都道府県と40%を超えていた。また、今後、奨学金・返還等助成制度の創設予定があるのは、2都道府県のみであり、予定なしが23都道府県、未定が22都道府県であった。また、都道府県担当部署(医療政策課、薬務室等)から地域医療介護総合確保基金の相談があったのは、10都道府県にとどまっていた。今後、都道府県の薬務主管課及び医務主管課等と連携の上、本基金を利用した修学資金貸与事業に取り組んでいただきたい。なお、本基金を利用した奨学金補助制度の運用が石川県、山口県、山形県で開始されたので、参考にされたい。(参照:資料等)

本手引きは、限られた医療資源の中で持続可能な医療体制に薬剤師が貢献するために、各都道府県の病院薬剤師会が主体となって、都道府県薬剤師会や自治体と密に連携して、地域の実情に応じて地域医療介護総合確保基金を用いた薬剤師修学資金貸与事業を推進するための参考として作成した。現時点での限られた情報を基にしたドラフトとして作成しているため今後も、最新の情報を基に、適宜、改訂を行いたいと考えている。

各都道府県病院薬剤師会におかれては、上記の背景をご理解の上、本手引きを積極的にご活用いただきたい。併せて、地域での情報を事務局等にお寄せいただき改訂版の作成にご協力いただければ幸甚である。

なお、「病院薬剤師確保の取組みの手引き」も参考にされますようお願い致します。

(改訂履歴)

Ver. 1.0(2023.5.27)令和5年度第2回理事会資料(軽微な字句修正)

## 目 次

<b>I. 薬剤師修学資金貸与（奨学金返還助成）のモデル</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>4</b>
（資金面での分類）	
1 地域医療介護総合確保基金（医療分）（以下「基金」という。）	
2 基金以外の公的資金を活用するもの	
3 病院等の経費を活用するもの	
4 その他	
<b>II. 取り組みのスケジュール例</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>11</b>
<b>III. 取り組みの具体的なステップ</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>12</b>
・ 都道府県病薬内での意思統一	
・ 自治体との対話（窓口を知る。その他のステークホルダーの有無も確認する）	
・ 問題点（なぜ確保ができないのか）を自治体とともに正しく把握し、共通認識を持つ	
・ 都道府県薬との関係構築	
・ 戦略、モデル、目標の設定	
・ 実施要領・要綱等の作成、自治体の事業計画の議会承認	
・ 参加病院/薬剤師の募集	
・ 施設と薬剤師のマッチング	
・ 事業の管理運営	
<b>IV. 地域の実情に応じた対応モデルの選択に必要な情報</b> ・・・・・・・・	<b>14</b>
・ 都道府県の薬剤師の不足状況、問題点、原因を把握するための観点・指標	
・ 医療資源の需給バランスを確認しモデルを選定するための観点・指標	
・ 事業規模、予算規模を考えるための観点、指標	
・ 出向先医療機関の選定のための観点・指標	
<b>V. 事後の検証に備えて</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>14</b>
<b>VI. おわりに</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>15</b>
<b>VII. 資料等</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>16</b>

## I. 薬剤師修学資金貸与のモデル

薬剤師不足を解消する手段の一つとして修学資金の貸与、返還免除等があるが、薬剤師の偏在は、地域偏在、機能偏在、規模偏在など複合的な要因が関係し、その実情が都道府県によって大きく異なるため地域の実状に応じた取り組みを進めることが必要である。以下に、現時点で考えられる修学資金貸与のモデルを例示する。地域の実情に応じたモデルを策定する。

### 【資金面による分類】

- 1 地域医療介護総合確保基金（医療分）（以下「基金」という。）を活用するもの
- 2 基金以外の公的資金を活用するもの
- 3 病院等の経費を活用するもの
- 4 その他

### \*修学資金貸与（奨学金返還支援）モデル

資金	対象者		
	学生	薬剤師	出身地等
基金	A	B	
基金以外	C	D	

### \*職種別

- ・ Aモデル：基金を活用した学生対象（山口県）
- ・ Bモデル：基金を活用した薬剤師対象（石川県、山形県）
- ・ Cモデル：基金以外の資金を活用した学生対象（気仙沼市、安芸太田町（広島県））
- ・ Dモデル：基金以外の資金を活用した薬剤師対象（鳥取県、島根県）

### 【基金を活用して薬剤師奨学金返還支援事業等を行っている主な県】

#### ① Aモデル

都道府県	学生	薬剤師	補助対象期間 (年)	補助金額 (最大：万円)	備考
山口県	○		5	144* <sup>1</sup>	5,6年生対象

\*1：月額2万4千円、年額28万8千円で5年間となります。

② Bモデル

都道府県	学生	薬剤師	義務年限 (年)	支援金額 (最大：万円)	備考
石川県		○	6～9	240*2	

\*2：大学6年間の奨学金貸与を受けていても卒業前の4年分について最大240万円の返済支援となります。

都道府県	学生	薬剤師	貸与期間 (年)	貸与金額 (最大：万円)	備考
山形県		○	最大6	60万/年	奨学金の貸与を受けていた期間による。

1. 基金を活用するもの

基金による医療・介護提供体制改革として医政局の薬剤師・薬局部分として751億円が令和5年度予算案として計上されているが、各都道府県の病床の機能分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成、勤務医の働き方改革の推進に必要な事業を支援するものである。この基金の使用用途は厚生労働省が定めており、薬剤師・薬局関連事業としては、①在宅医療を推進するために必要な事業、②女性薬剤師等の復職支援のための事業、③地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援のための事業となっている。この事業の費用は各都道府県が1/3、国が2/3を負担することになっていることから薬剤師の修学資金貸与事業を行おうとする場合には、所管の都道府県から厚生労働省に予算を申請する必要があることから各都道府県の薬務主管課や医務主管課とのお話合いが必要である。

【参考】

① 在宅医療を推進するために必要な事業

訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知、在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備、人生の最終段階における医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援等を行う。

② 女性薬剤師等の復職支援のための事業

病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師（特に女性）の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。

- ③ 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援のための事業  
地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を行う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。

**(1) 既に地方自治体が基金による薬剤師修学資金貸与（奨学金返還助成）の予算を獲得している場合**

所管の担当部署に問い合わせをして、募集要綱等に従って修学資金貸与事業を進める。  
(石川県、山形県、山口県)

**(2) 今後、基金による薬剤師修学資金貸与事業（奨学金返還助成）を始める場合**

地方自治体が薬剤師修学資金貸与事業の予算を厚生労働省に申請して獲得する必要があるため、薬務主幹課や医務主幹課等の所管部署と相談をして予算獲得作業を進めて行かなければならない。その作業の取り組みは以下の章を参照して下さい。

- ・基金を活用する場合は、募集要綱に必要な対象者、貸与人数、貸与年限、貸与金額、研修する病院、研修プログラム（参考資料参照）及び就業年（貸与期間の1.5倍以上）を決める必要があるため、関係機関と相談して進める必要がある。
- ・基金は薬学生だけでなく薬剤師に対しても貸与可能である。  
(例：(学生対象)；山口県、(薬剤師対象)；石川県、山形県)

① 対象者

- ・職種：ア 学生（大学院院生も含むのか否か）、イ 薬剤師
- ・居住地等：ア 県内で継続して就業する見込みのある方、イ Uターン対象者、ウ 県外出身者
- ・奨学金の種類：ア (独)日本学生支援機構の奨学金（無利子、有利子）、イ 育成奨学資金、ウ ア、イの要件に準じた奨学金

② 貸与人数：都道府県の病院薬剤師の需給状況等を勘案して年間の貸与人数を検討する。

③ 貸与年限：都道府県の予算の範囲内で検討する。  
例：5年間、6年間

- ④ 貸与金額：都道府県の予算の範囲内で検討する。  
例：144万円（28.8万円が5年間）、360万円（60万円が6年間）
- ⑤ 研修病院：返還免除するためには都道府県が地域の薬剤師の偏在状況や医療機関の薬剤師の充足状況等を踏まえ、必要な調整を行ったうえで指定した研修施設で研修することが必要であり、各都道府県の状況に応じて公的病院、大学病院等、病院薬剤師会と行政等の関係者で調整して決定する。なお、就業先に薬局を含める場合は、営利性を持たない開設者でなければならない。
- ⑥ 研修プログラム：返還義務を免除させるためには、研修病院で研修プログラムに従って研修することが必要であり、都道府県が認めた薬剤師が不足する地域・医療機関等における薬剤師の確保と対象薬剤師の能力の開発・向上の両立を図れると共に実施可能な研修プログラムを作成する。また、対象となる薬剤師の希望に対応したものになるよう努める。認定・専門の資格を取得できるよう配慮することも必要である。

## 【研修プログラム】

### 1. 研修プログラムの内容

令和3年12月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課、同省医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡「地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて」において、以下が示されている。

#### (1) 研修プログラムの基本的な考え方

- ・都道府県が認めた薬剤師が不足する地域・医療機関等における薬剤師確保となるもの
- ・対象薬剤師の能力の開発・向上の両立が図れるもの
- ・対象薬剤師の希望に対応するよう努めたもの

例：派遣期間も認定・専門薬剤師取得に必要な経験を得ることが可能  
大学病院等に勤務する期間を設定し、卒後臨床研修を受けることが可能

#### (2) 研修プログラム要件

- ① 義務年限期間は、都道府県が選定した医療機関等に限り就業可能
- ② 義務年限の半分以上の期間は、都道府県が特に薬剤師が不足する地域・医療機関として指定する医療機関に就業すること
- ③ 義務年限期間は、就業先において調剤業務以外の業務も幅広く経験することが望ましい



## 2. 研修プログラムのイメージの例（参考：山口県令和5年度作成予定）

1. 研修期間は3年間とする。
2. 病院の研修は、厚生労働省の薬剤師卒後臨床研修ガイドライン等を参考に、調剤業務等を含め複数の業務に関するものとする。
3. 対象薬剤師の研修目的に応じて診療所、福祉の関係機関、市町・保健所などの行政機関が行う事業などへの参加を促す。
4. 他の病院と連携し、自らの病院でできない研修の実施を行う。
5. 地域の薬局と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けて必要な薬局薬剤師の調剤や在宅等の一連の業務を研修として組み込む。

### 【プログラム実施例】



#### \*病院での研修例



調剤（内服・外用・注射）、医薬品の供給と管理、無菌調製、院内製剤、病棟業務、医薬品情報、がん化学療法、TDM、地域連携、医療安全、薬剤師外来、在宅医療

#### \*薬局での研修例



処方せん調剤、服薬指導、相談対応、医薬品の供給と管理、OTC 医薬品等の販売、無菌調製、地域連携、医療安全、在宅医療

## 【1年目のプログラム例】

### 案1

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
初期研修					入院・外来患者の薬物治療管理							在宅医療
	内服・外用・注射調剤								無菌調製・TDM・DI・手術室 ICU・老年科・産婦人科・小児科 精神科の薬物治療			

### 案2

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
初期研修	内服・外用・注射調剤			内服・外用・注射調剤			入院・外来患者の薬物治療管理		在宅医療	入院・外来患者の薬物治療管理		
				無菌調製、TDM、DI					手術室・ICU、小児・老年・産婦人科・精神科の薬物治療			

実線で囲んだ項目：必須、破線で囲んだ項目：選択必修

案1は見やすいように履修項目を並べたもの。

案2のように一日研修や半日研修を組み合わせるなど、施設の状況に合わせてプログラムを組むことを推奨する。内服や外用の調剤業務は病院や薬局の別なく研修できる。  
(日本病院薬剤師会 令和3年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業  
実績報告書 卒後研修のプログラム案より改変)

## 2. 基金以外の公的資金を活用するもの

基金以外の公的資金（例えば各都道府県の予算）で奨学金返還助成行っている県（鳥取、島根県等）、市町村等があるので、所管の都道府県等に確認して対応する。

### 1. 奨学金返還を支援するもの

奨学金を借りている学生、薬剤師に対してその一部を支援するもの。

#### イ. 返還助成モデル

資金	対象者		
	学生	薬剤師	出身地等
基金以外	C	D	

#### \*職種別

Cモデル：基金以外の資金を活用した学生対象（気仙沼市、安芸太田町）

Dモデル：基金以外の資金を活用した薬剤師対象（鳥取県\*、島根県、蒲郡市、気仙沼市、長野県立病院機構）（注\*：鳥取県は一部基金を利用）

\*自治体独自の予算で薬剤師修学資金助成事業を行っている主な県等

都道府県等	学生	薬剤師	助成期間 (最大：年)	助成金額 (最大：万円)	備考
鳥取県		○	8	216	一部基金を利用、認定が必要
島根県		○	12	288	
蒲郡市		○	7	420	
気仙沼市	○*1	○	8	480	
長野県立病院機構		○	10	360	
安芸太田町 (広島県)	○		6	300	入学支度金（最大30万円）も支給

\*1：学生の場合には月額7万5千円で最大で6年間貸与

### 3. 病院等の経費を活用するもの

病院独自で薬剤師の修学資金を行っている病院もあるので、その場合にはその病院の募集要綱等を参考にして作成する。

### 4. その他

一部の大学では定員に地域枠の制度を導入して地域医療を担う薬剤師を育成しているが、この制度に修学資金等を導入することも考えられる。薬学部が設置されていない県の出身者で、大学卒業後に出身県に薬剤師としてUターン就職することを志す者の学費を支援するシステムの学生への普及啓発など、地方自治体と協力して地域出身の学生への長期的な施策も必要である。

## II. 取り組みのスケジュール例

2023 年度（薬剤師募集年度の前年度）都道府県の対応

4 月 この頃までに都道府県の担当者がイメージを持っている必要がある  
（事前に病薬内の意思統一、県薬との関係が構築済であることが望ましい）

7 月～ 都道府県の内部調整（根拠資料が求められる。必要に応じて調査を行う）、  
関係者からの要望聴取

2～3 月 国へ要望額（都道府県計画案）の提示、都道府県議会

3 月 病院向け説明会

2024 年度 厚生労働省の対応

4 月～ 国による都道府県ヒアリング等の実施

8 月 基金の交付要綱等の発出、都道府県へ内示

9 月～ 交付申請・交付決定（予算に余りがあれば 2 次募集）  
都道府県計画の提出

2024 年度（事業開始年度）

4 月 1 期生募集（6 年生対象）

2025 年度（就業開始年度）

4 月 1 期生貸与

2026 年度（開始 2 年度）

4 月 2 期生貸与

2027 年度（開始 3 年度）

4 月 3 期生貸与

2028 年度（事業開始後、例えば 5 年目）

年度末 事業の正否の検証、目標の再設定

2033 年度

年度末 1 期生の就業期間の満了（修学資金貸与期間 6 年の 1.5 倍の期間）

### Ⅲ. 取り組みの具体的なステップ

#### (1) 都道府県病薬内での意思統一と自治体との対話

- 薬剤師修学資金貸与のための計画の策定に当たっては各都道府県での担当課を確認し、薬剤師修学資金貸与対策部会(仮)を開催するなど、対話の場を設定する。
- その他のステークホルダーの有無も確認する。
- 薬剤師修学資金貸与対策は、都道府県内の2次医療圏別、病院機能別に薬剤師の就労状況を把握したうえで、地域の特性や実情に応じた対策とする必要がある。
- どこに問題点があるのか(薬剤師を確保できない理由は何か)を正確に把握する。
- 自治体と相互の理解を深め、共通認識を持つ。
- 貸与すべき薬剤師の数は?
- 研修病院、研修プログラムの策定
- 都道府県の事業を計画するとして、その事業規模は?
- 必要に応じて不足状況を明らかにするための調査を行う
- 現状把握の例：業務拡大できないことが問題？ そのために何人必要なのか?
- 勤務環境の改善、離職防止、負担軽減、定着、再就業を支援する病院の取り組みも把握する。
- 薬学生、薬剤師への広報活動

#### (2) 都道府県薬との関係構築

- 取組の検討及び実施に当たっては、都道府県、都道府県薬剤師会、病院薬剤師会、関係団体等が連携して取り組む必要がある。
- 都道府県薬剤師会と連携し医療審議会、薬事審議会等での議論を共有する。
- 詳細な議論を進め、病院薬剤師及び薬局薬剤師それぞれの役割、薬剤師の就労状況を把握し共通認識を持つ。
- 薬剤師連携の推進と連動しながら多面的な視点で検討する。

#### (3) 戦略、モデル、目標の設定

- 問題意識が共有できたら、地域の実情に応じた適切な目標を設定する。
- 限られた医療資源で全ての課題を解決することは不可能である。
- 医療構想/医療計画との整合性をとりつつ、どこにフォーカスすべきか?
- 具体的な目標と事業規模、予算規模について関係者間で意思統一を図ることが極めて重要である。

#### (4) 実施要領・要項等の作成、自治体の事業計画の立案と議会承認

(巻末の先行事業例を参照)

(5) 参加病院/薬剤師の募集、研修病院（官公立の病院か全ての病院か）の選任

(巻末の先行事業例を参照)

(6) 施設と薬剤師のマッチング

(巻末の先行事業例を参照)

(7) 研修協定書等の取り交わし

(巻末の先行事業例を参照)

(8) 事業の管理運営

(巻末の先行事業例を参照)

#### IV. 地域の実情に応じた対策モデルの選択に必要な情報

地域の実情に応じてモデルを選択するために参考となる指標、観点を示す。新たに調査を行うことの負担を考慮し、既存の調査データは可能な限り積極的に活用する。

- 修学資金貸与学生が必要な病院が決まった時のマッチングのための確認事項
  - 修学資金貸与学生の状況確認 どのぐらいの期間研修できるか どのような業務を行えるか 居住地 宿舎等
  - 修学資金貸与薬剤師の意向確認
  - 修学資金貸与薬剤師のスキル、経験年数
- 
- ・ステップ1：都道府県の薬剤師の不足状況、問題点、原因を把握するための観点・指標
  - ・ステップ2：医療資源の需給バランスを確認しモデルを選定するための観点・指標
  - ・ステップ3：事業規模、予算規模を考えるための観点、指標
  - ・ステップ4：研修先医療機関の選定のための観点・指標

なお、個々のステップの観点・指標については「病院薬剤師確保の取組みの手引き (Ver. 1.3) を参照して下さい。

#### V. 事後の検証に備えて

中間評価、事後評価で何が求められるのか？ 計画を頓挫させないために適切な評価指標を設定することが重要です。

事後評価を行うためには、活動開始前の状況把握に必要な項目を決め、事前にデータを収集しておく必要があります。計画段階から事後評価に耐えることを想定して、評価指標を選別しておくことが重要です。

## VI. おわりに

第8次医療計画と薬剤師の将来展望（未）



## VII. 資料等

関連法令（略）

通知・事務連絡等

<厚生労働省>

- ・地域医療介護総合確保基金に関する通知 案内ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713_00001.html)
- ・令和3年9月28日付 医政地発 0928 第1号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知  
地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000836807.pdf>
- ・第8次医療計画 案内ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ken-kou\\_iryuu/iryuu/iryuu\\_keikaku/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ken-kou_iryuu/iryuu/iryuu_keikaku/)
- ・令和5年3月31日付 医政発 0331 第16号 厚生労働省医政局長通知  
医療計画について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001083687.pdf>
- ・令和5年3月31日付 医政発 0331 第14号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知  
疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001083688.pdf>

<総務省>

- ・令和4年4月1日付 総財準第74号 総務省自治財政局準公営企業室長通知  
公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000807418.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000807418.pdf)
- ・令和4年3月  
持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000803338.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000803338.pdf)
- ・令和4年7月8日  
公立病院経営強化ガイドライン等 Q&A（第1版）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000825167.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000825167.pdf)

### 【参考】

- ・石川県薬剤師修学資金偏在支援事業：  
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/ykj/hpp.html>
- ・山口県地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助制度：  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/206001.html>
- ・山形県病院薬剤師奨学金返還支援事業  
<https://www.pref.yamagata.jp/090001/byoinkyakuzaishikakuho.html>

## <先行事例>

### 1:基金を使用した薬剤師修学資金貸与事業

#### ○【募集要綱】（参考：山形県）

##### (1) 応募資格

貸与を希望される方は、次に掲げる条件のすべてを満たしていることが必要です。

##### ①アからウまでのいずれかを満たすこと

ア 大学、大学院（以下「大学等」といいます。）を卒業又は修了し、薬剤師免許を取得していること

イ 大学等を卒業又は修了し、令和○年度に実施される薬剤師国家試験により薬剤師免許を取得する見込みであること

ウ 令和○年度に大学等を卒業又は修了する見込みで、当該年度に実施される薬剤師国家試験により薬剤師免許を取得する見込みであること

##### ②新たに県内の病院に薬剤師として勤務する意思を有していること

##### ③大学等在学中に奨学金\*の貸与を受けており、返還残額があること

##### ※ 対象となる奨学金

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金
- ・ その他の貸与型奨学金のうち、返還免除条件がない又は貸与者が返還免除条件を満たす見込みがないと認められるものであって、知事が適当と認める奨学金

##### ④奨学金返還が開始している場合、返還の滞納がないこと

##### ⑤申込時点において○○県内において薬剤師として勤務していないこと

##### (2) 貸与額

貸与を受ける年度ごとに、返還する奨学金の額に相当する額（ただし、当該年度において県内の病院に勤務した月数×○○万円を上限とします。）

（例）令和6年4月から県内病院に勤務し、令和6年度中に奨学金を70万円返還した場合、返還額70万円が上限額である月5万円×勤務月数12月＝60万円を上回るため、貸与額は60万円となります。

##### (3) 貸与期間

令和6年4月から、大学等在学中に奨学金の貸与を受けていた期間に相当する期間に達するまで（ただし、最大6年間とします。）

（例1）大学1～6年の6年間奨学金の貸与を受けていた方では、最大6年間貸与を受けることができます。令和6年4月から勤務した場合、令和12年3月まで貸与を受けることができます。

（例2）大学5、6年の2年間奨学金の貸与を受けていた方では、最大2年間貸与を受けることができます。

(例3) 大学1～6年、大学院2年の計8年間奨学金の貸与を受けていた方では、最大6年間貸与を受けることができます。

(4) 募集人数

〇〇人（薬剤師不足の状況によって毎年何人にするか、自治体と相談して決定する。）

(5) 提出書類

- ①〇〇県病院薬剤師奨学金返還支援金貸与予定者申請書（別記様式）
- ②履歴書（提出日6ヶ月以内に撮影した本人の写真（縦4cm×横3cm、上半身・脱帽・正面向き）を貼付してください。）
- ③奨学金貸与証明書又はこれに準じる書類
- ④大学等における学業成績を証明する書類
- ⑤在学証明書又は卒業証明書（薬剤師免許未取得者のみ）
- ⑥薬剤師免許の写し（薬剤師免許取得者のみ）
- ⑦作文

題名：薬剤師として〇〇県内の病院に勤務することを希望する理由と将来目指す薬剤師像

字数：400字以内

※申請者が指定様式に自筆で記入すること。

※作文が提出されない場合、他の提出書類が全て揃っていても申請を受理しません。

(6) 募集期間及び提出先

①募集期間

令和〇年〇月〇〇日（〇）から令和〇年〇月〇〇日（〇）

②提出先

〒××-×××× 〇〇市〇〇町〇〇〇〇

〇〇〇〇部〇〇〇〇課〇〇〇〇担当

TEL ××××-××××-××××（直通）

※原則、郵送により提出してください。

※郵送の場合は、令和〇年〇月〇〇日（〇）の消印まで有効。（やむを得ず、直接持参する場合は、事前にご連絡ください。募集期間内（土日祝日を除く）の9:00～16:30まで受付します。）

※封筒の前面に朱書きで「〇〇県病院薬剤師奨学金返還金貸与予定者申請書在中」と記載してください。

※大学等での取りまとめは予定しておりませんので、応募される方は、提出先まで直接提出して下さい。

## (7) 選考

奨学金の返還額や学業成績、県内の病院に就業する意欲等、提出書類の内容及び面接等の結果を総合的に勘案し、貸与予定者を決定します。

## (8) 貸与予定者の決定及び返還支援金の貸与時期

(7) の選考結果は、貸与予定者として決定されたか否かにかかわらず、令和〇年〇月末までに申請のあった方全員に通知します。

貸与予定者として決定された方へ返還支援金貸与者決定申請書等関係書類を送付します。県内の病院への勤務開始後、貸与者決定申請書を提出し、貸与者として正式に決定を受けなければ、返還支援金の貸与を受けることはできません。

なお、貸与者決定申請の際は、連帯保証人2名が必要です。うち1名は原則として申請者の父母、親権者又は後見人とし、もう1名は申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）とする必要があります。同一世帯から2名を連帯保証人とすることはできません。

また、返還支援金の第1回目の貸与は、令和〇年〇月に行う予定です。

## (9) 返還

### ①返還債務の発生

貸与期間が終了した場合や以下の事由により貸与を打ち切られた場合、貸与した返還支援金及び利息の額を全額返還しなければなりません。

<貸与が打ち切りとなる事由>

- ・貸与者の責に帰する事由により、勤務する県内の病院から免職の処分を受けたとき
- ・自己都合により、県内の病院において薬剤師の業務を行うことができないとき
- ・奨学金の返還を滞納したとき
- ・偽りその他不正の手段により返還支援金の貸与を受けたとき
- ・返還支援金の貸与を辞退したとき
- ・その他貸与者が返還支援金の貸与の目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき

### ②返還債務の額

貸与金額総額に、貸与期間中に発生する利息（年利10%）を合計した額

### ③返還期限

返還事由が生じてから、6ヶ月間以内

## (10) 返還の猶予及び免除について

### ①返還の猶予

貸与期間終了後に、次の事由に該当している場合、その間の返還支援金の返還は猶予されます。

- ・返還支援金の貸与期間終了後、引き続き薬剤師として県内の病院その他知事が認める施設に勤務しているとき

(例) 県外の医療機関で専門薬剤師資格取得のための研修を受けている場合や公立病院に勤務した後、人事異動により保健所などに行政薬剤師として勤務している場合

- ・災害、疾病その他やむを得ない事由により返還支援金を返還することが困難であると認めたとき

(例) 職務に起因する心身の故障のため病院に勤務していないとき

## ②返還の免除

貸与者が返還支援金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間、引き続き県内の病院で薬剤師の業務に従事したときは、貸与した返還支援金の返還が免除されます。

## (11) その他

### ①貸与予定者の辞退及び決定取り消しについて

貸与予定者として決定された後に、県内の病院以外への就職が決定した場合等

- (1) の応募資格を満たさないと認められるときは速やかに辞退届を提出してください。

また、辞退届の提出がない場合であって、(1) の応募資格を満たさないことが明らかになったときは、貸与予定者の決定を取り消します。

### ②提出書類の返還について

本要項に基づき県に提出された書類については、原則として返還しません。

### ③注意事項

本事業に関する法令や予算が成立しなかったとき又は成立した内容により、事業の内容が変更され、又は実施が中止される場合があります。

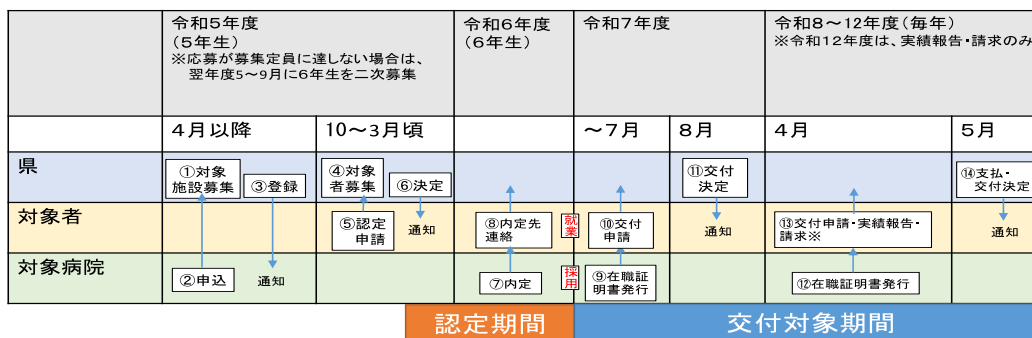
## ○【対象者及び対象病院の手続き（参考：山口県）

### ●令和6年度に就業する場合（薬学部6年生）

	令和5年度(6年生)		令和6年度		令和7～11年度(毎年) ※令和11年度は実績報告・請求のみ	
	4月以降	6～9月頃	～7月	8月	4月	5月
県	①対象施設募集 ③登録	④対象者募集 ⑥決定		⑪交付決定		⑫支払・交付決定
対象者		⑤認定申請 通知	⑧内定先連絡	⑩交付申請 通知	⑬交付申請・実績報告・請求※	通知
対象病院	②申込 通知		⑦内定	⑨在職証明書発行	⑭在職証明書発行	
	認定期間			交付対象期間		

- 認定期間・・・対象者の認定を受けてから就職するまでの間。  
現在の6年生の場合、最長で令和7年6月まで。
- 交付対象期間・・・就職後、交付対象となる期間で最長5年間。  
ただし、産休・育休等で奨学金返還が猶予された場合は、延長可能

●令和7年度に就業する場合（現在の薬学部5年生）



- 認定期間・・・対象者の認定を受けてから就職するまでの間。  
現在の5年生の場合、最長で令和8年6月まで。
- 交付対象期間・・・就職後、交付対象となる期間で最長5年間。  
ただし、産休・育休等で奨学金返還が猶予された場合は、延長可能

○【研修対象病院の例（参考：山口県）

- ①高度急性期機能、急性期機能と区分された病床を有する病院
- ②医療法第31条に規定する公的医療機関
- ③独立行政法人国立病院機構が開設した病院
- ④独立行政法人労働者健康福祉機構が開設した病院
- ⑤独立行政法人地域医療機能推進機構が開設した病院
- ⑥国立大学法人が開設した病院
- ⑦医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院

○【貸与までの流れ】（参考：山形県）



- (1) 貸与予定者申請 (令和5年4～6月)
- (2) 面接 (応募状況により実施)
- (3) 貸与予定者決定 (令和5年8月頃)  
審査の上、貸与予定者を決定し、通知します。
- (4) 薬剤師国家試験の受験～大学等の卒業～県内の病院での勤務開始
- (5) 貸与者申請 (就職後)  
貸与予定者の方に事前に返還支援金貸与者決定申請書等関係書類を送付します (2月頃) ので、県内の病院に就職後、貸与を受ける場合は所定の申請書等を提出してください。
- (6) 貸与者決定 (令和6年5月頃)  
審査の上、貸与者を決定し、通知します。併せて、返還支援金貸与申請書等関係書類を送付します。
- (7) 奨学金の返還開始 (日本学生支援機構奨学金の場合: 令和6年10月)
- (8) 返還支援金貸与申請 (令和6年11月)  
返還支援金貸与申請書を提出してください。
- (9) 貸与決定 (令和6年12月頃)  
審査の上、貸与額を決定し、通知します。併せて、就業実績報告書を送付します。
- (10) 貸与 (令和7年1月)  
決定した返還支援金額を指定の口座に振り込みます。
- (11) 就業実績報告 (令和7年4月)  
就業実績報告書及び前年度の奨学金返還額を報告してください。
- (12) 返還支援金の免除申請又は返還支援金の返還  
ア 県内の病院での勤務期間 が貸与年数の1.5倍に達した場合、返還免除申請をしてください。審査の上、返還支援金の返還を免除します。  
イ 9(1)に掲げる理由により返還支援金の返還債務が生じた場合は、所定の手続に従い、貸与を受けた返還支援金を返還してください。

○【Q&A】（参考：山口県）

## Q & A

- Q 毎年度、登録申込をする必要がありますか。**  
 ○ 一度、対象施設の登録を受けた場合、再度申し込む必要はありません。  
 ○ ただし、登録事項の変更や登録を辞退されるときは、速やかに県に届出をお願いします。
- Q 登録した場合、必ず採用募集をしなければならないのでしょうか。**  
 ○ 対象施設に登録した場合であっても、必ずしも当該年度に募集を行う必要はありません。  
 ○ 対象者から問い合わせがあったとき、募集状況を伝えてください。
- Q 登録はいつまでに申し込みれば良いですか？**  
 ○ 随時申込は可能です。
- Q 県外にある事業者も対象施設になることはできますか？**  
 ○ 法人所在地が県外にあっても、県内で病院や薬局を開設していれば対象施設になることができます。
- Q 採用が内定後の薬学生に、本事業の申請を提出させても良いでしょうか？**  
 ○ 提出は可能です。学年ごとに募集時期がありますので、注意して提出させてください。  
 なお、募集人数より申請者数が多い場合は抽選となりますので、ご注意ください。

**Q 対象者の就業後、何か事業者が行わなければならないことはありますか？**

- 対象者に対して、就業後、毎年在職証明書を発行願います。
- また、対象企業の登録内容の変更等がありましたら、ご連絡ください。

**Q 採用した対象者を県外勤務とした場合、補助金は交付されますか？**

- 県外勤務となった場合は、対象者の補助金の交付は打ち切りになります。

**Q 対象病院での雇用形態はパートや嘱託職員でも対象になりますか？**

- 対象になりません。正規職員のみが対象となります。ただし、特殊な雇用形態の場合は、個別に御相談ください。

**Q 申込書等に押印は必要ですか？**

- 押印は不要です。

**Q 既に自院に研修プログラムがあるのですが、県で策定するプログラムを実施する必要がありますか？**

- プログラムについては、県が策定するプログラムと同等の内容と県が認めた場合、自院の研修プログラムを使用して構いません。



## 2. 基金以外の公的資金を活用するもの

○【募集要綱】（参考：鳥取県）

### 令和4年度 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金 支給認定対象者募集要項

鳥取県では、県内の製造業、情報通信業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、保育士・幼稚園教諭の職域、農業、林業、漁業及び農林水産業協同組合に就職又は就業する予定の大学院生、大学生、高専生、短大生、専門学校生及び大学等既卒者（35歳未満で、無職又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住し労働している者）の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成する制度の支給認定対象者を募集します。

（注）対象業種に就職又は就業する前に、認定を受けないと奨学金返還の助成が受けられません！

#### 1 募集対象者

次の各号のいずれにも該当する方を募集対象者とします。

一 次のアからウの奨学金の貸与を受けており、将来返還の予定であるか又は返還中の者であること。（複数の奨学金貸与を受けている場合も可能です。）

ア （独）日本学生支援機構の無利子奨学金及び有利子奨学金

イ 鳥取県育英奨学金

ウ 上記ア、イの要件に準じた奨学金（※詳しくは、お問合せください。）

二 応募の時点で、次に掲げるいずれかの者であること。

ア 学生の場合

次の大学等に在学中であること

- ・大学（短期大学（専攻科を含む。）を含む。） ・大学院（修士課程）
- ・高等専門学校（ただし4年生以上で専攻科を含む。） ・専門学校（専修学校専門課程）
- ・職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校

※ただし、6年制の大学は薬学部及び獣医学部に在籍する学生に限ります。

イ 既卒者の場合

上記の大学等を卒業している35歳未満の者で、無職又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住し労働する者（対象業種か否かを問わず、県内の事業所に正規雇用で就職又は就業したことがある者は除く。）

三 鳥取県内の次の対象業種への就職又は就業を希望する者であること。

ア 製造業

イ 情報通信業（情報サービス業、インターネット付随サービス業）

ウ 薬剤師の職域

エ 建設業、建設コンサルタント業

オ 旅館・ホテル業

カ 民間の保育士・幼稚園教諭の職域

キ 農業、林業及び漁業（認定を受けている法人等）並びに農林水産業協同組合（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合）

四 鳥取県内に定住することを希望する者であること。

## 2 募集人員 180名

## 3 募集期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）

※郵便の場合は、3月31日（金）当日消印有効

※募集人員（180名）に達した場合は、期間に関わらず締切とさせていただきます。

## 4 助成の内容

次のとおり、貸与を受けている奨学金に応じて返還額を助成します。

区 分	助成金額	助成金額の上限
無利子奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額（既卒者の場合は返還残額）の1/2	当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 <区別最大額> ・大学院、薬学部(6年間) 216万円 ・大学(4年間) 144万円 ・高専、短大、専門(2年間) 72万円
有利子奨学金	貸与を受けている奨学金の利子を除く返還総額(既卒者の場合は利子を除く返還残額)の1/4	当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 <区別最大額> ・大学院、薬学部(6年間) 108万円 ・大学(4年間) 72万円 ・高専、短大、専門(2年間) 36万円

○無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合は、上記の無利子奨学金が優先されます。無利子奨学金の助成金額が助成金額の上限に達しないときは、有利子奨学金も一部助成対象となります。

○助成期間は、原則、鳥取県内の対象業種へ就職した日の属する年度から8年度間とします。

※減額返還等で、8年度間で各年度の支払金額の合計が交付決定額に達しない場合、助成期間を延長することがあります。（上限あり）

○返還総額又は返還残額は、この認定を受けた後、対象業種に就職又は就業し、助成金の交付申請を行った時点での金額となります。

## 5 認定の要件

○学生の場合、大学等を卒業後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職又は就業し、助成期間にわたって勤務する見込みであること。なお、勤務場所は県内の事業所とし、県内に定住する見込みであること。

○既卒者の場合、認定後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職又は就業し、助成期間にわたって勤務する見込みであること。（勤務場所、定住要件は学生と同様）

既に、県内の対象業種に正規雇用で就職又は就業している場合は対象となりません。

○既卒者で、県内企業に正規雇用で就職している者が対象業種に転職する場合は、対象となりません。（ただし、事業主都合により離職し、対象業種に転職する場合は除きます。）

## 6 応募の方法

次に掲げる書類を募集期間内（正規雇用で就職前）に郵送、持参、または電子申請により提出してください。

一 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金支給対象者認定申請書（別添様式）

二 奨学金貸与証明書

※日本学生支援機構の貸与を受けている学生は、スカラネットの詳細情報の印刷でも可

三 履歴書（既卒者のみ）※様式は市販のもので構いません。（写真不要）

## 7 対象者の認定

書類審査により対象者を認定し、文書にて通知します。

なお、審査に際しては、電話等により記載内容の確認を行うとともに、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

## 8 認定を受けた後の手続きについて

◎認定を受けた後、就職してからの手続きは次のとおりです。

<就職した年度>

① 助成金の交付申請書提出(就職後)

② 審査・交付決定

※ 認定だけでは助成金は交付されませんので、留意してください。

<奨学金の助成期間(1年度目～7年度目、毎年度ごと)>

③ 助成期間中の状況報告(返還年度の翌年度)

④ 助成金の支払

※ 在職証明、住民票の添付が必要です。

※ 助成期間中に認定内容に変更が生じたときは、その都度変更手続きを行ってください。

<助成最終年度(原則8年度目)>

⑤ 助成金の実績報告書(最終年度の翌年度)

⑥ 助成金額の確定

◎助成期間に離職や転居した場合の取扱いは、次のとおりです。

◇助成期間中に県外事務所へ転勤となった場合、通算して3年以内の間は助成対象となります。

3年を超えると助成が受けられません。

◇助成期間中に離職又は県外へ転居した場合の助成内容は、次のとおりです。

なお、県外転勤に伴う転居の場合は、通算3年以内であれば助成対象となります。

勤務期間	助成内容
4年未満	助成はありません。支給された助成金は返還となります。 (ただし、離職後1年以内に対象業種に就職した場合を除く。 以下同様)
4年以上6年未満	4年間分を助成します。
6年以上8年未満	6年間分を助成します。
8年以上(助成期間が延長されている場合のみ)	既に支払った助成金額を助成します。

## 9 その他注意点

この助成制度においては、認定の決定、交付決定、原則8年間にわたる助成期間において、奨学金を返還中又は奨学金の返還残高があることが条件の一つになっていますので、全額繰上げ返還等で、返還を終了されてしまうと、助成を受けることが出来ない制度となっております。ご注意下さい。

## 10 応募先・問い合わせ先

鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7648 ファクシミリ 0857-26-8196

電子メール jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

※ 助成金制度の詳細、指定様式等はホームページに掲載しています。


URL : <http://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>

○【パンフレット等】

・【参考：島根県】

**2023年度  
島根県薬剤師奨学金返還助成事業  
対象者募集のお知らせ**

**在学生、卒業生、薬剤師の皆さま  
しまねで働こう！！  
最大288万円 助成！！**

- ✓ 島根県内で新たに薬剤師として働く方に、奨学金の返還を助成します。
- ✓ 募集期間  
2023年5月1日から7月28日  
※就職内定前の申請が必要です。
- ✓ 何度でも、応募できます。 ※条件あり
- ✓ 詳細は、裏面、県HP  をご確認ください。

島根県

---

島根県

対象者	<p>島根県内の登録を受けた医療機関・薬局に就業を希望する薬学部の「在学生」、「卒業生」、「薬剤師」で、次の全てに該当する方</p> <p>① 島根県内で、継続して就業する見込みである方 ② 在学期間中に奨学金を借り入れ、返還予定の方、または返還中の方 ③ 薬剤師免許を有する方、または取得見込みの方</p> <p>「在学生」 2024年3月、または2025年3月に卒業見込みの方 「薬剤師」 申請以前に島根県内の医療機関・薬局で就業していない方</p>
募集期間	<p><b>2023年5月1日～7月28日まで</b></p> <p>※郵送の場合は消印有効 ※定員に達しない場合は期間を延長します。</p>
募集定員	10名 ※定員を超える応募があった場合は選考を行います。
応募回数	制限なし ※条件あり。詳細はお問い合わせください。
応募方法	<p>次の書類を郵送、または持参により提出してください。</p> <p>①申請書 ②履歴書 ③奨学金貸与証明書 ④在学生は在学証明書、卒業生は卒業証書の写し、または卒業証明書、 薬剤師は薬剤師免許証の写し ※様式は県HPからダウンロードしてください。 ※<b>就職内定前の申請が必要です。</b></p>
対象奨学金	島根県育英会奨学金、日本学生支援機構奨学金 など
助成内容	助成額：月額上限2万円、助成期間：最長12年間（最大288万円）
申請先 ・ 問い合わせ先	<p>島根県健康福祉部 薬事衛生課 薬事係 〒690-0887 島根県松江市殿町1 ◆TEL：0852-22-6529 ◆FAX：0852-22-6041 ◆E-mail：yakuji@pref.shimane.lg.jp</p>

<よくある質問> ※県HPに掲載しています。

**Q** 県外出身者ですが、対象者になりますか？

**A** 出身地は関係ありません。

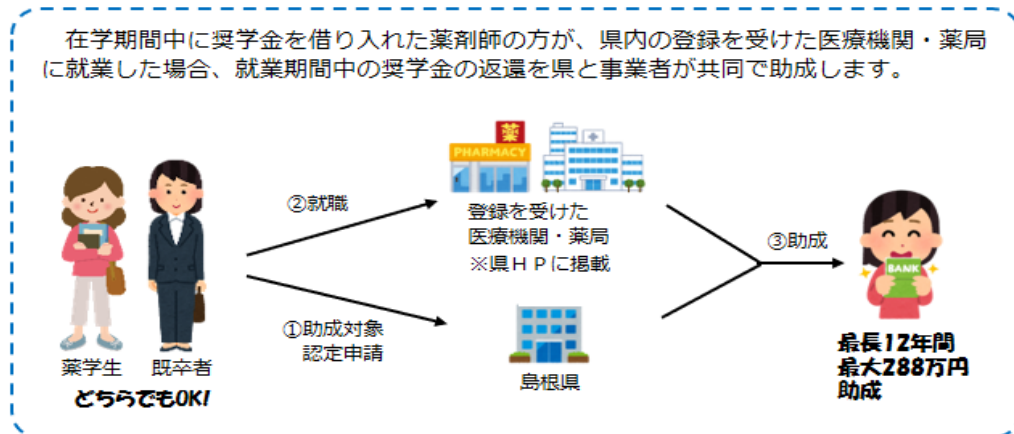
**Q** 助成対象認定を受けた場合、必ず県内の登録を受けた医療機関・薬局に就職しなければいけませんか？

**A** 認定を受けた場合でも、就職活動に一切制限は無く、自由に就職先を決められます。ただし、島根県内の登録を受けた医療機関・薬局以外に就職した場合は、認定は取り消しとなります。

**Q** 認定を取り消された場合、再度、応募することができますか？

**A** 条件はありますが、応募できます。詳細はお問い合わせください。

【参考：島根県】



・【参考：蒲郡市】

蒲郡市民病院に入職する薬剤師の方へ

## 奨学金返済支援金貸与制度

奨学金の返済義務があり常勤薬剤師として当院に就業する方に対して、月額最大5万円（年額最大60万円）を奨学金返済支援金として貸与します

- ▼対象となる方  
令和5年4月1日以降に採用された薬剤師で、日本学生支援機構の奨学金のほか市長が適当と認める奨学金の返済義務を負うもので、かつ延滞していない方
- ▼貸与期間  
奨学金返済支援金の貸与期間は以下のいずれかの早い月まで
  - 1 対象奨学金の返済が終了する日が属する月
  - 2 返済支援金の貸与の総額が420万円に達する日が属する月
  - 3 初めて返済支援金の貸与を受ける日の属する月から7年を経過した月後の最初の3月
- ▼返還免除  
貸与対象期間に相当する期間、継続して病院で薬剤師の業務に従事したときは返還が全額免除となります
- ▼返還  
奨学金返済支援金の貸与期間終了前に退職等した場合は、貸与した貸付金を1ヵ月以内に全額返済するものとする



蒲郡市民病院 管理課 ☎0533-66-2200（代表）  
〒443-8501 愛知県蒲郡市平田町向田1番地1

- ・【参考：気仙沼市】

## 気仙沼市病院事業 奨学金返還支援補助事業

気仙沼市では、市病院事業における医療人材の確保・定着促進施策の一環として、気仙沼市立病院又は気仙沼市立本吉病院に勤務する「薬剤師」「助産師」「看護師」「理学療法士」「作業療法士」又は「言語聴覚士」として勤務する方が返還する奨学金の一部を予算の範囲内において補助します。

### ◆補助内容

薬剤師：最大 480万円（60万円×8年間）

助産師：最大 120万円（20万円×6年間）

看護師：最大 100万円（20万円×5年間）

理学療法士：最大 100万円（20万円×5年間）

作業療法士：最大 100万円（20万円×5年間）

言語聴覚士：最大 100万円（20万円×5年間）

- 補助金額 申請年度内に返還した奨学金の額  
※採用時期の都合により、申請年度における業務従事期間が1年に満たない場合は、その期間に応じた額となります。
- 補助期間 薬剤師：8年間  
助産師：6年間  
看護師：5年間  
理学療法士：5年間  
作業療法士：5年間  
言語聴覚士：5年間  
※補助金交付決定の時期が年度の中途の場合には、補助金交付決定通知において定める月からそれぞれ薬剤師96月間、助産師72月間、看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士60月間となります。
- 対象職種・人数 予算の範囲内で決定します。

### ◆補助対象者

次の要件の全てを満たす方

- ① 自分名義で借り受けた奨学金を利用して薬剤師、助産師又は看護師の免許を取得し、かつ、当該奨学金を月賦、半年賦又は年賦により自ら返還している方又は補助金交付申請年度内に返還しようとする方
- ② 補助金交付申請日において、気仙沼市立病院又は気仙沼市立本吉病院の薬剤師として業務に従事している方（令和2年度以後に実施する任期の定めのない職員の競争試験又は選考により採用された方に限ります。）
- ③ 奨学金の返還に滞納のない方
- ④ 市税に滞納がない方
- ⑤ 暴力団員等でない方
- ⑥ 他の奨学金返還支援制度を利用していない方

### ◆対象となる奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ② 気仙沼市奨学金
- ③ 気仙沼育英会奨学金
- ④ その他市長が認める奨学金（お問い合わせください。）

### ◆補助金の申請から交付までの流れ



### ◆申請受付期間

4月1日から4月30日まで

### ◆申請方法

採用後、申請書類を下記申請先に持参して提出してください。  
※ 交付申請書は、気仙沼市立病院ホームページからダウンロードできます。

### ◆申請先・お問合せ先

気仙沼市病院事業局 経営管理部総務課 総務係  
〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2  
電話：0226-22-7100

○【通知等】

医政地発0928第1号  
令和3年9月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号）をもって通知したところです。また、今般、総務省による「令和4年度の地方財政措置についての各府省への申入れ」（令和3年7月7日）において、「医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保するとともに、基金本来の役割を十分果たせるような運用改善措置を講じられたいこと」とされているところです。

こうした状況を受け、各都道府県からご意見も踏まえつつ、基金の有効かつ効率的な活用を図るため事業区分Ⅰ－1、Ⅱ及びⅣの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿った事業について、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

## 別 添

### 地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

#### 1. 事業区分Ⅰ－1について

##### (1) 標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」

標準事業例5については、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

##### ① 複数医療機関により病床機能の再編等を進める際の医療機関の施設・設備整備費

複数医療機関により病床機能の再編等の取組を進める際、以下に示すような場合等であって、地域医療構想調整会議において合意が得られている場合においては病床機能の変更を伴わない病床についても、病床機能の分化・連携に向けた取組として当該病床機能の集約に必要な施設・設備の整備費に限り補助対象として差し支えありません。

○ 構想区域内で、複数医療機関が、同一のある病床機能を担っているケースにおいて、地域医療構想調整会議における合意に基づき、ある医療機関に当該病床機能を集約（病床機能の変更や病床数の減少を伴わない）するとともに、他の医療機関は別の病床機能に転換する場合。

※ ただし、補助対象となる医療機関は、実際に病床機能が集約される医療機関に限ること。また、再編等に伴い集約された医療機関は、病床機能の集約に関する内容を都道府県に対して明らかにすること。

##### (例)

- ・ 急性期機能を3病院で担っていた構想区域において、1つの基幹病院に急性期機能を集約、残りの2病院は別の病床機能に転換した場合、引き続き急性期機能を担う基幹病院に対する施設設備整備に関して補助を行う。



② 地域医療連携推進法人の立上げに係る経費

地域医療構想調整会議において合意が得られた複数医療機関が関わる病床機能の分化・連携に係る計画や方針（事業区分1-2（病床機能再編支援補助金）に係る単独病床機能再編計画や統合計画など）を踏まえ、病床機能の転換・病床数の減少・複数医療機関の再編について具体的取組を進めていくことを目的として地域医療連携推進法人を立ち上げる場合、立上げ時に必要となる費用として以下の経費（病床機能分化・連携に係る費用に限る）を補助対象として差し支えありません。

ただし、補助対象の期間は、地域医療連携推進法人設立前後の3年間を上限とします。

- ・会議費 ・説明会費 ・旅費 ・法人事務局経費（法人設立経費を含む）
- ・共同研修に係る経費 ・調査分析、事業計画策定、監査などの委託費
- ・職員の異動や派遣等に伴う経費

③ 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費

地域医療構想調整会議における合意を得て、開設者の異なる医療機関が病床機能の分化・連携が行われる再編を実施する場合、当該再編に伴い、新たに雇用契約を締結する職員（再編を行う病院間の職員異動に限る）の現給保障に係る給与（法定福利費を除く）を補助対象として差し支えありません。

ただし、以下のとおり取り扱うこととします。

- ・現給保障の補助期間は、雇用契約締結後3年間を上限とする。
- ・現給保障の補助額は、1人あたり計600万円を上限とする。

(2) 自治体病院の施設・整備における取扱い

自治体病院の施設・設備整備の費用に関し、地域医療介護総合確保基金の標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」と併せて、病院事業債が活用可能であり、その起債額の算出方法は次のとおりです。

- i 総事業費に対する地域医療介護総合確保基金における補助額を算出
- ii その他の補助金等収入の算出
- iii i及びiiを除いた自己負担額（補助裏）の算出
- iv iiiの補助裏について、病院事業債を充当

## 2. 事業区分Ⅱについて

事業区分Ⅱについては、「居宅等における医療の提供に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

### (1) 標準事業例「12. 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施」

訪問看護ステーションに所属する看護師が円滑に特定行為を実施することができるよう、複数の医療機関等が連携して実施する手順書の作成・検証に係る会議費。

## 3. 事業区分Ⅳについて

事業区分Ⅳについては、「医療従事者等の確保・養成のための事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

### (1) 標準事業例「25. 地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）」

大学医学部に一般枠で入学した学生のうち、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意した者を対象とした修学資金の貸与に係る経費。

### (2) 標準事業例「36. 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施」

標準事業例 36 については、「看護職員の資質の向上を図るための研修の実施」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

- ① 地域における看護師の特定行為研修修了者確保のため、受講者や受講者の所属する医療機関等に対して支援する受講に係る経費
- ② 指定研修機関における研修体制確保のため、指導者の派遣に係る経費

### (3) 標準事業例「37. 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施」

看護補助者向けに実施する医療安全や感染対策、日常生活支援等に関する研修に係る経費。

- (4) 標準事業例「38. 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進」  
医療現場における職員間 や患者・家族等からのハラスメント対策におけるマニュアルの作成や研修等に係る経費。
- (5) 標準事業例「48. 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援」  
地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、都道府県が指定する病院（薬剤師の偏在状況や充足状況等を踏まえ薬剤師が不足とされている地域・医療機関に限る）へ期間を定めて薬剤師派遣を行うための経費。
- (6) 改正労働者派遣法施行令に基づくへき地の医療機関への医療従事者の派遣に必要となる事前研修の費用  
「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和3年3月2日医政発0302第14号、職発0302第5号、子発0302第1号、老発0302第6号、障発0302第1号厚生労働省医政局長、職業安定局長、老健局長、子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）の第1の5の（二）「派遣就業前の事前研修の実施」について、各都道府県のへき地医療支援機構等が中心となつて行う事前研修に係る経費。

日病薬発第2021-167号

令和4年1月18日

都道府県病院薬剤師会会長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 木 平 健 浩



地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業  
の取扱いについて

平素より、日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、地域医療介護総合確保基金における薬剤師修学資金貸与事業について、この度、本事業の具体的な要件及び基本的な考え方が厚生労働省より都道府県衛生主管部（局）に宛て示されました（別添資料1）。

貴会におかれましては、薬剤師確保に関して薬剤師会と緊密に連携いただくとともに、都道府県の薬務主管課と協議され、薬剤師不足の解消に向けて、本事業に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、日本薬剤師会からも、都道府県薬剤師会宛てに同趣旨の通知を発出しいただいておりますことを申し添えます（別添資料2）。

事務連絡  
令和3年12月24日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の  
取扱いについて

地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについては、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（令和3年2月19日付け医政地発0219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、標準事業例「48. 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援」において、薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費（都道府県が認めた薬剤師が不足する地域に所在する医療機関等を勤務地として、一定期間の勤務を修学資金返済義務免除要件としているものに限る）としたところです。

今般、下記のとおり、具体的な要件及び基本的な考え方を示すので、下記を踏まえて運用いただきますようお願いします。なお、下記の取扱いについては、各都道府県の運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直していく予定です。

#### 記

##### 1. 修学資金の返済義務の免除

- (1) 都道府県が修学資金を貸与した薬剤師は、家族の介護等のやむを得ない事情がある場合（都道府県が認める場合に限る。）を除き、以下の3. のプログラムを満了することを返済免除要件とする。
- (2) 都道府県が貸与する修学資金の返済義務が免除となる一定期間（以下「義務年限」という。）は、原則として、貸与期間の1.5倍以上の期間とし、その間は以下の2. で定める当該都道府県内の就業先に就業することを条件とする修学資金を対象とする。

##### 2. 就業先（対象施設の限定）

- (1) 修学資金貸与事業を適用した薬剤師は、当該都道府県内の医療機関等に就業すること。

- (2) 薬剤師の就業先となる医療機関等は、都道府県が、地域の薬剤師の偏在状況や医療機関の薬剤師の充足状況等を踏まえ、必要な調整を行った上で選定すること。各薬剤師の就業先のうち少なくとも一箇所は医療機関とし、異なる機能を有する医療機関等を複数経験することが望ましい。なお、就業先に薬局を含める場合は、営利性を持たない開設者に限ること。

### 3. プログラムの内容

#### (1) 基本的な考え方

都道府県は、都道府県が認めた薬剤師が不足する地域・医療機関等における薬剤師の確保と、対象薬剤師の能力の開発・向上の両立が図れるよう、プログラムを策定するものとする。

プログラムを策定する際、対象となる薬剤師の希望に対応したものとなるよう努めなければならない。例えば、地域の医療機関等に派遣されている間も認定・専門薬剤師取得に必要な経験を得ることが可能なプログラムや、大学病院等に勤務する期間を設定し、卒後臨床研修を受けることが可能なプログラムなどが考えられる。

#### (2) プログラム要件

- ① 義務年限期間は、2. の都道府県が選定した医療機関等に限り就業可能であること。
- ② このうち、薬剤師が不足する地域・医療機関として都道府県が特に指定する医療機関における就業期間を、義務年限の半分以上の期間とすること。
- ③ 義務年限期間において就業先において調剤業務以外の業務も幅広く経験することが望ましいため、これを考慮してプログラムを組むこと。

### 4. その他

都道府県は、修学資金貸与事業を適用した薬剤師について、義務年限期間以降の就業状況等を把握し、当該都道府県への定着率等の分析を行うこと。

#### <照会先>

(この事業に関すること)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
代表 03-5253-1111 (内線 2725、2712)  
直通 03-3595-2377  
E-mail: ISESOMU@mhlw.go.jp

(地域医療介護総合確保基金全般に関すること)

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医師確保等地域医療対策室  
代表 03-5253-1111 (内線 2771)  
直通 03-3595-2186  
E-mail: shinkikin9@mhlw.go.jp

医政地発0219第1号

令和3年2月19日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図ること、さらに、令和6年度から第8次医療計画に新興感染症等への対応が追加されることも見据え、事業区分Ⅱ及びⅣの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

つきましては、今後の都道府県計画の策定に当たりまして、別添内容を踏まえて事業を計上していただくようお願いいたします。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿った事業について、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

## 別 添

### 地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

#### 1. 事業区分Ⅱについて

事業区分Ⅱについては、「居宅等における医療の提供に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

##### (1) 標準事業例「11. かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発」

人生会議（ACP）や在宅医療、上手な医療のかかり方に関する取組全般を地域の医療関係者が住民に対して広く普及・促進するための広報経費

#### 2. 事業区分Ⅳについて

事業区分Ⅳについては、「医療従事者の確保に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、下記の事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

##### (1) 標準事業例「25. 地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）」

- ① 地域枠医師等の勤務先を、各医師の希望や各地域の医師偏在の状況を勘案しつつ調整を行うキャリア形成と医師偏在対策の両立を円滑に推進するための人材（キャリアコーディネーター）の人件費及び、当該調整に係る経費
- ② キャリア形成プログラムの対象予定学生と地域枠医師等が交流を図れるような機会の提供や交流のプラットフォームとなるホームページの作成などに係る経費
- ③ 大学医学部の地域枠入学生など、地域医療に興味を有する医学生や医療従事者をめざす学生を対象とした大学内外の実習に係る経費

##### (2) 標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」

- ① 自都道府県内だけでなく、医師多数都道府県から医師少数都道府県など県境を越えて医師派遣を受ける場合に必要な経費
- ② 地域枠医師等の地域医療に従事するために必要な総合的な診療能力を持つ医師の養成のための卒前・卒後の教育に寄与し、養成した医師を地域に派遣することを目的とした寄附講座を運営するための経費



- (3) 標準事業例「28. 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援」  
総合周産期母子医療センターにおいて、小児・周産期医療を担う医師（以下「医師」という。）が比較的少ない地域等の医療機関（以下「研修医派遣医療機関」という。）の医師に対する研修を行うとともに、当該総合周産期母子医療センターの医師を当該研修医派遣医療機関に交換派遣するに当たり、当該研修や医師派遣に係る経費
- (4) 標準事業例「48. 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援」  
薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費（都道府県が認めた薬剤師が不足する地域に所在する医療機関等を勤務地として、一定期間の勤務を修学資金返済義務免除要件（※1）としているものに限る）
- ※1 具体的な要件については別途、お知らせすることとする。
- (5) 標準事業例「53. 電話による小児患者の相談体制の整備」  
地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間における小児患者の保護者等に向けた電話やチャット、テレビ電話を用いた遠隔健康相談体制を整備するための経費や広報に係る経費
- (6) 第8次医療計画に新興感染症等対応が追加されることも見据えた対応  
今後の新興感染症等の拡大期に備えた感染防止対策に関連する研修に係る経費（令和3年度に限る）

## 別添資料 2

日 薬 業 発 第 371 号  
令 和 4 年 1 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地域医療介護総合確保基金における薬剤師修学資金貸与事業については令和3年6月4日付け日薬業発第70号にてお知らせしたところですが、今般、同事業の具体的な要件及び基本的な考え方が厚生労働省 医政局 地域医療計画課及び医薬・生活衛生局 総務課より都道府県衛生主管部(局)に宛て示されました(別添)。

貴会におかれましては、引き続き、薬剤師確保に関して病院薬剤師会と十分に連携・協議いただくとともに、貴県医務主管課、薬務主管課と調整し、これら事業に積極的に対応いただきたいと存じます。

業務ご多忙の折誠に恐れ入りますが、引き続きご高配の程宜しくお願い申し上げます。

別添

・地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて  
(厚生労働省医政局総務課及び医薬・生活衛生局総務課より都道府県衛生主管部(局)宛て事務連絡、令和3年12月24日付け)